

P 1 ~ 4

高齢の方に自動通話録音機を貸し出します／固定資産税に関するお知らせ／家族写真撮影会参加者募集／行政連絡員／25thアート in はむら展・ボランティア募集

P 5 ~ 6

こどもまんなか公園づくりプロジェクト／インターネット公売／子ども体験塾

P 7 ~ 12

お知らせ

P 13 ~ 16

情報アラカルト

P 17 ~ 18

6月の相談日／休日診療など

裏表紙

市民記者レポート／  
ヒノトントンZOO NEWS

表紙の写真 市民公募作品



＝二輪草咲く浅間岳＝  
郷土博物館から浅間岳へ向う登山道の途中に、春には二輪草の群落があらわれます。雨の後には小さな川もあらわれ、ハイキング気分を盛り上げてくれます。

撮影 長谷川 勇さん  
撮影日 2025/4/19  
撮影場所 羽村市郷土博物館横から浅間岳への登り道脇

[発行] 羽村市 [編集] 羽村市秘書広報課  
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1  
☎ 042-555-1111 ☎ 336 FAX 042-554-2921  
URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/>  
✉ s102000@city.hamura.tokyo.jp

# 高齢の方に自動通話録音機を貸し出します

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係内 216

現在、振り込め詐欺を含む特殊詐欺等の被害が後を絶ちません。特殊詐欺の犯人からの電話を受ける前段階の対策として、警告メッセージと録音機能により、被害を未然に防止することが期待できます。

**貸出対象者** 市内在住の高齢者（65歳以上）が居住する世帯  
※1世帯1台限り。2、3世帯住宅であっても、高齢の方が主に使用する電話機に限る。

※警視庁が運用している「自動通話録音（警告）機」が設置されている世帯を除く。

**申込方法** 市役所東庁舎2階防災安全課に、申込書を提出してください。  
※申込時に申込者の住所・氏名・生年月日がかかる身分証明書を提示してください。

※代理人申込の場合、申込者および代理人の身分証明書または写しを提示してください。

**貸出期間** 貸与決定日から3年間  
※3年間の貸出期間経過後は、利用者へ譲渡します。  
**対応電話機等**

- ・ナンバードイスプレイ機能付電話機
- ・留守番電話機能付電話機
- ・FAX付電話機

※電気料金は利用者負担です。  
※利用者各自で設置してください。  
※申込書は、市公式サイトからダウンロードすることが出来ます。



# 固定資産税に関するお知らせ

問合せ 課税課資産税係内 158

## 新（増）築した家屋の調査

固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するため、令和8年中に新築・増築した家屋を対象に調査を行います。家屋の完成を確認次第、家屋調査の日程調整のながきを送付します。希望日時をお知らせください。

※車庫やサンルームなどを増築した場合も課税対象となる場合があります。

## 現地調査

適正な課税のため年に数回、市内全域を巡回し、家屋の新築や滅失、土地の利用状況などを確認しています。

## 届け出・申告をこつこつください

**取壊し家屋（建物）の届け出**  
令和8年中に家屋（全部または一部）を取り壊した場合、届け出をこつこつください。

●登記されている家屋…東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記  
●未登記の家屋…課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出  
※取壊しの届け出がないと、来年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。

## 住宅用地などの申告

市内に土地を所有していて、令和8年中に次に該当する方は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

- 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した場合
- 住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった場合
- 住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合
- 住宅を事業用家屋に用途変更した場合

## 申告用紙のダウンロード

各種申告書は、市公式サイトからダウンロードすることが出来ます。



## 改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

**住宅の省エネ改修**  
平成26年4月1日以前に建築された住宅で、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分を減額

## 住宅のバリアフリー改修

新築された日から10年以上経過した住宅で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分を減額

## 住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分を減額

## 分譲マンションでの大規模修繕

一定の要件を満たす分譲マンションが長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分を減額

※いずれも申告期限は工事が完了した日から3か月以内です。  
※詳しくは、市公式サイトを確認するか、問い合わせください。

特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。